局・区と改革ＰＴの議論資料

局・部名	教育委員会事務局指導部
担当課名	教育活動支援担当

項目名	【整理番号３９５】　多様な体験活動推進事業
局・区の考え方	〔試案〕 １　見直しの考え方 ・廃止（点検・精査による廃止） ２　見直し内容・留意事項 ・事業効果が明確でなく全面的に見直す。 ・体験メニューを学校が一律で決定するのではなく、個人（児童・生徒）が選択する仕組みへと転換する。 ・事業を一旦リセットし、個人（児童・生徒）の選択肢を増やすなど効果的な事業に再構築を図る。 〔局・区の考え方〕 ・本事業は、学校教育において、学習指導要領に基づき教育課程内で行う教育活動である。（児童・生徒が自由に選択する、課程外の活動とは異なる。）学校教育法（第31条ほか）、および学習指導要領（学校教育法施行規則第52条ほか）で、学校長は、「体験的な学習活動の充実に努める」こととされている。特に、学習指導要領では、道徳において豊かな体験を通した道徳性の育成を行うことが、教育課程内に位置づけられている。 ・現在の多様な体験活動推進事業は、芸術鑑賞や大阪体験など６分野に制限されており、予算の使途も一定の限定がある。校長が、自ら事業内容や手法を選択できる範囲は限られている。 ・今後は、事業要領での内容・手法の限定を最小化し、校長のマネジメントを最大限発揮できるよう事業の再編を図る。また、現在、事業内容と決算中心の報告から事業に対する評価を盛り込み、先進的、効果的な事業を実施した学校に対する予算の追加配分ルールを導入することも検討する。 **（詳細イメージは別紙）** **・特色ある学校づくりを実現するには、新学習指導要領の「教育内容に関する主な改善事項」の７項目を基本に３つに大別したグループから、校長が、そのマネジメントを最大限発揮し、めざす学校づくりにふさわしい教育内容を選択できる事業予算の確保が不可欠である。** **言語活動の充実** **理数教育の充実** **小学校段階における外国語活動** **道徳教育の充実** **伝統や文化に関する教育の充実** **体験活動の充実** **健やかな体** **防災** **校長のマネジメントの最大発揮** **⇒　特色ある学校づくり**

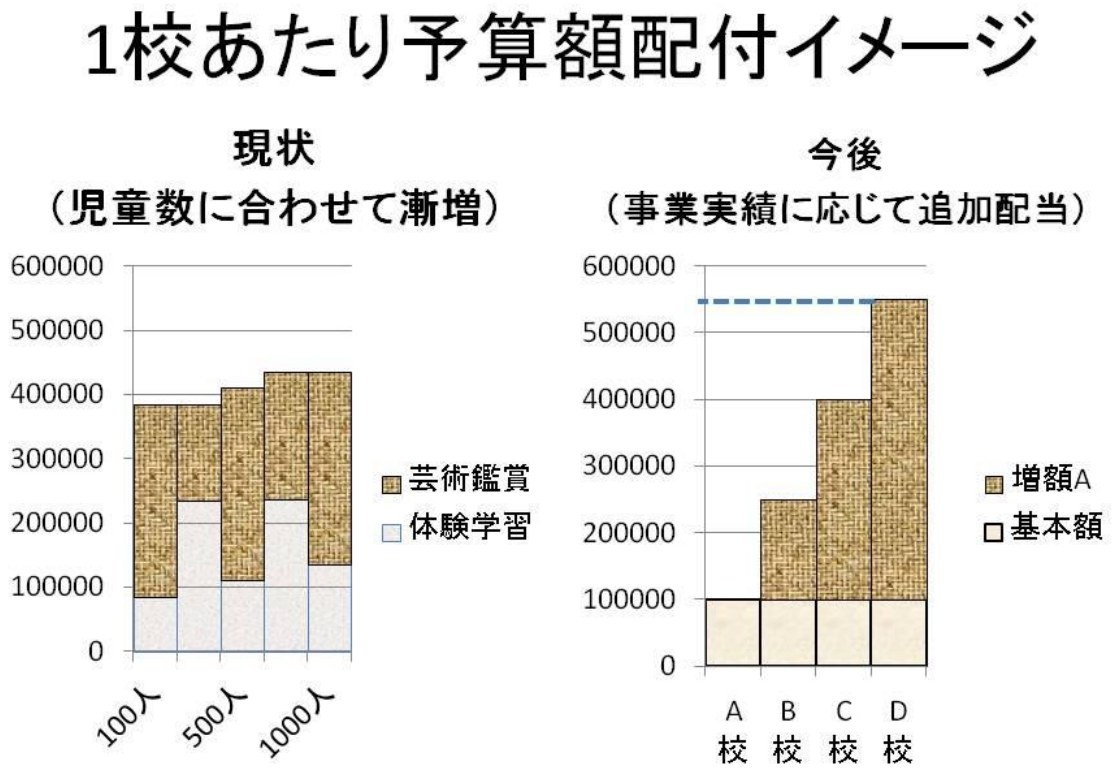

参考データ等

＊根拠法令

学校教育法第 31、33 条

第三十一条　小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。（後略）　≪第49条（中学校準用規定）、第82条（特別支援学校準用規定）≫

第三十三条　小学校の教育課程に関する事項は、第二十九条及び第三十条の規定に従い、文部科学大臣が定める。　≪第 48 条（中学校）、第 77 条（特別支援学校）≫

学校教育法施行規則　第 52 条（小学校）

第五十二条　小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。　≪第 74 条（中学校）、第 129 条（特別支援学校）≫

特色ある学校づくりを実現するための「多様な体験活動」の事業イメージ

新学習指導要領改訂の基本的な考え方として、「知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視」している。その中で、「教育内容の主な改善事項」として掲げられている 7 つの事項を基本としたものが、「多様な体験活動」の事業イメージである。

1 言語活動の充実（学習指導要領、大阪市･小･中学校教育課程編成要領）

各教科等の指導にあたっては、児童・生徒の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図るうえで必要な言語環境を整え、児童・生徒の言語活動を充実させる。

- 学校生活全体において、言語に関する能力の向上と言語に対する意識や関心を高め理解を深める。
- 日常生活における言語の役割や機能等について正しい国語を用いる。
- 小学校…教師の話し言葉を適切に扱う。
  中学校…生徒による発表、討議、ノート記述、レポートの作成等の言語活動を適正に行う。

●具体的な体験活動

・コミュニケーションスキル向上体験
（地域の方やゲストティーチャーからの聞き取り、インタビュー、学習したことのプレゼンテーション体験など）
・読書活動や読み聞かせ体験・読書感想文
・キャリア学習（職場見学・職業講話・職場体験）

2 理数教育の充実（環境教育）（学習指導要領、大阪市・小・中学校教育課程編成要領）

国際的に通用するカリキュラムにするとともに、新しい科学的知見を取り入れるため、学習内容を充実する。算数・数学では、大切な内容を繰り返し学習することや学習の中で学んだことを実生活で生かすような学習をする。理科においては、観察や実験を充実する。観察実験やレポートの作成など知識・技能を活用する学習活動や課題解決的な学習や探究的な活動を充実する。

●具体的な体験活動

・キャリア学習（理数分野における様々な専門職について学習を深める。）
・科学館や博物館、動物園等の見学や体験学習
・理科特別授業の実施
（科学分野におけるそれぞれ専門家をゲストティーチャーとして招き、演示実験や体験活動や、講話などの機会をもち、科学に対する知識や認識を深める。）
・栽培活動（校舎内緑化など）や動物の飼育
・学校ビオトープ
・地域に生息する生物の観察や飼育・栽培

3 外国語活動の充実　（学習指導要領、大阪市・小・中学校教育課程編成要領）

【　小学校　】

外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうと

する態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。

・外国語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験し、積極的に外国語を聞いたり、話したりしながらコミュニケーションを図る。また、言語を用いてコミュニケーションを図ることの大切さを知る。

・日本と外国語の言語や文化について、体験的に理解を深める。

【　中学校　】

外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う。

・初歩的な英語を聞いて話し手の意向などを理解できるようにするとともに、自分の考えなどを話すことができるようにする。

・初歩的な英語を読んで書き手の意向等を理解できるようにする。また、自分の考えを書くことができるようにする。

●具体的な体験活動

・コミュニケーションスキル向上体験

（地域に住む外国語を話す人物とコミュニケーションの機会をもつ。外国語活動のゲストティーチャー派遣）

・博物館や美術館等の見学（外国の文化や芸術の体験）

4　道徳教育の充実

・幅広い知識と教養を身に着け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。（教育基本法第２条１）

・現行の学習指導要領には、道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであること、道徳性の育成に関する体験活動を推進することなどが示されている。

・児童生徒の内面に根ざした道徳性を育成するため、職業体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの創意工夫ある豊かな体験活動の充実が求められている。

●具体的な体験活動

・キャリア学習（職業体験学習）

・コミュニケーションスキル向上体験（ピア・サポート活動）

5　伝統や文化に関する教育の充実

・伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。（教育基本法第２条５）

・我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。　（学校教育法第２１条３）

●具体的な体験活動

・郷土大阪の伝統文化、芸術の継承体験（落語・能・狂言・人形浄瑠璃など）

・茶道・華道体験教室
・なにわの伝統野菜の栽培
・大阪歴史博物館、自然史博物館等の見学

6 体験活動の充実

・学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。（学校教育法第２１条２）

・教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。（学校教育法第３１条）

●具体的な体験

・集団宿泊行事（自然体験学習）
・福祉ボランティア体験（社会奉仕体験学習）
・栽培、ビオトープの整備、動物の飼育（環境保全体験学習）
・社会施設見学（社会体験学習）

7 健やかな体の育成（学習指導要領、大阪市・小・中学校教育課程編成要領）

・幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。（教育基本法第２条１）

・健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。（学校教育法第２１条８）

体育については、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくことと体力の向上に関する指導の充実を図る。また、心身の健康の保持増進に関する指導に加え、食育の推進や安全に関する指導を図る。

●具体的な体験

・トップアスリートとの交流体験
・スポーツ交換会への参加
・小中連携による体育の体験授業
・食を選択する力の習得
・喫煙・飲酒・性感染症・薬物乱用・生活習慣病等の予防教育

8 防災（学習指導要領、大阪市　子どもの安全を守るための防災指導の手引き（平成 24 年 3 月））

●具体的な体験

・大阪市立阿倍野防センター見学（被災体験学習）
・防災マップ作り
・地域防災訓練への参加